

障害児支援の在り方に関する意見

2014年5月30日

一般財団法人全日本ろうあ連盟
理事長 石野富志三郎
NPO法人ろう教育を考える全国協議会
理事長 小中 栄一

【障害児支援の基本的考え方】

聴覚に障害のある子ども、また聴覚に障害があつて他に「視覚障害」「ダウン症」「自閉症」「発達障害」「知的障害」等の障害のある子どもは、それぞれのニーズに応じた配慮を行う場合、子どもや保護者に過重な負担を強いることなく、自然な形で気持ちの通い合いができるコミュニケーションができるよう支援していく体制の確立が必要です。この支援体制がなく、現行の社会資源を活用できる状況になっておりません。

また、厚生労働省管轄の療育、文部科学省管轄の教育、厚生労働省管轄の成人障害者福祉がそれぞれ縦割りになっているのではなく、共通した考え方、視点を持つての連携した取り組みが必要です。

聴覚に障害のある子どもの場合、障害児も地域の小・中学校へという方向性だけを推進することが必ずしも最善の策とは言えません。インクルーシブの方向を打ち出した「サラマンカ宣言」では、特別なニーズ教育における行動要綱第21項を関係機関で確認の上、方向性を考えるべきです。

第21項

教育政策は個人差と個別の状況を十分に配慮しなければならない。例えば、ろう者のあいだに交わされるコミュニケーション方法としての手話の大切さは認知されなければならない、すべてのろう者が自国の手話で教育を受けられるようにすべきである。ろう者や盲ろう者は特別なコミュニケーションのニーズを持っているためその教育は特殊学校や普通校の特殊学級で行われる方が、（そのニーズに）適した教育が施されるかもしれない。

【「療育」の概念】

聴覚に障害のある子どもの療育は、聴覚口話法に重きをなし、そのために過重な精神的負担を子どもに与えている現状があります。自己肯定感を育むためにも、手話によるコミュニケーションを主体的に行い、音声言語と手話言語、二つ言語獲得を容易にし、情緒を安定させ、人間関係の発達を促進させる必要があります。

【家族支援の位置づけ】

親の負担を軽減すること、兄弟等の家族支援も必要です。まず子どもとの円滑なコミュニケーションを図るために、家族が手話の習得を容易にする施策が必要です。また、18歳未満の聴覚に障害のある子ども達を対象に、意思疎通支援事業が利用できるようにすることが必要です。そのため、手話通訳者養成カリキュラムにおいて、聴覚に障害のある子どもの理解と配慮・支援について学ぶ講義を入れる必要があります。(現行の手話通訳者養成において、社会福祉法人全国手話研修センター発行の手話通訳者養成テキストには、「聴覚障害児の言語発達」の講義を入れていますが、カリキュラムには位置づけられていません。)

【地域における連携の重要性】

全ての都道府県・市町村において、自立支援協議会に「子ども部会」を設置し、子どもへの支援体制を構築する必要があります。聴覚に障害がある子どもの場合、医療サイドの関係機関に偏ることなく、耳鼻科病院、ろう難聴幼児支援施設、ろう学校、聴覚障害者情報提供施設等との連携が特に重要です。また「療育」に精通した聴覚障害当事者が関わることは、子どもの発達支援の観点から特に重要です。また難聴幼児通園施設が、地域のろう学校、聴覚障害者情報提供施設等との連携に乏しい状態を改善するため、定期的な協議機関の設置を制度化する必要があります。

【障害児支援の人材の専門性】

職員の専門性確保については、聴こえのサポート及びコミュニケーション支援技術に長けた人材の養成・研修が必要です。特に音声言語の他に手話言語の発達を支援できる人材の養成が必要です。例えば、言語聴覚士の場合は、音声機能の障害をもつ子どもへの発声訓練が主であり、手話言語獲得に関する知識を習得する機会がありません。専門資格を有する人材養成には、手話等のコミュニケーション技術を習得するカリキュラムを導入する必要があります。他に臨床心理士、社会福祉士等の有資格者も同様です。

【早期発見・早期療育】

新生児聴覚スクリーニングや乳幼児健診で聴覚機能に障害の疑いを発見した場合は、医療サイドに偏ることなく、耳鼻科医師、言語聴覚士、ろう学校教員、療育に精通した聴覚障害当事者(相談員)を交えて、子どもの発達支援に関して療育計画の策定、親の支援(親の利用者負担を求めない)等のサポート体制を構築し、早期療育サービスの展開を図ることが必要です。

【特別支援学校(ろう学校)と市町村等の連携等】

ろう学校に言語聴覚士やスクールカウンセラーを配置する場合は、手話コミュニケーション技能を有する者を配置することが必要です。

また、地域の小・中学校に通う聴覚に障害のある子どもたちのために、集団

活動の場を提供し、集団コミュニケーションの習得、円滑な人間関係の構築を図る体制が必要です。

【教育と就労の連携等】

教育現場と障害者就業支援センター、聴覚障害者情報提供施設、企業、労働関係機関との連携を図り、推進することが必要です。

【児童発達支援センターの基本的考え方】

聴覚に障害のある子どもへの支援とその子供の保護者（家族）支援の医療モデルに偏ることなく、社会モデルに基づき、地域のろう学校、聴覚障害者情報提供施設等との定期的な協議機関の設置を制度化するなどのネットワーク体制を構築する必要があります。

手話コミュニケーション技術を習得した相談員の配置が望ましいですが、原則として高いスキルをもった相談担当者を配置している聴覚障害者情報提供施設と連携してサポートすることが必要です。

【放課後デイサービスの在り方】

聴覚に障害のある子どもの場合、同じ障害をもつ子どもたちが一か所に集まり、自然なコミュニケーション環境の中で、集団活動ができる場を提供することが必要です。

【職員の養成、配置、報酬の見直し等】

障害児入所施設では多様な障害に対応できていない状況にあり、特に聴覚に障害のある子どもに対応できる職員の養成・研修が必要です。そのための人員配置基準の見直し、配置状況に応じた各種加算の創設が必要であります。

【その他】

・重要な事項を策定するためには、公正で十分な資料を整える必要があると思います。例えば、難聴幼児通園施設について、設置県が難聴幼児支援に多大な成果をあげているとする見方もあれば、難聴幼児通園施設がいろいろな問題を抱えた設置県も少なくないという見方もあります。